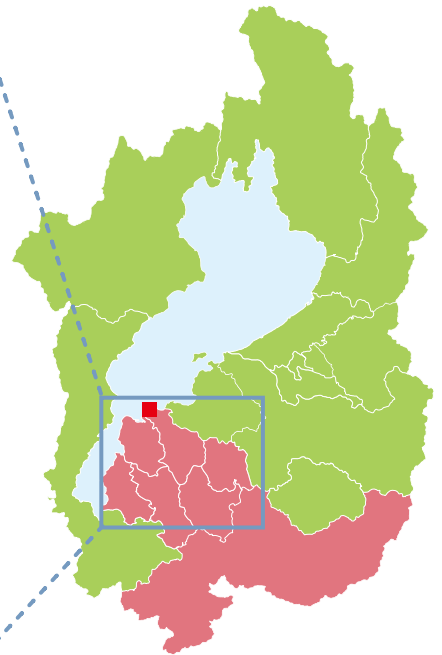
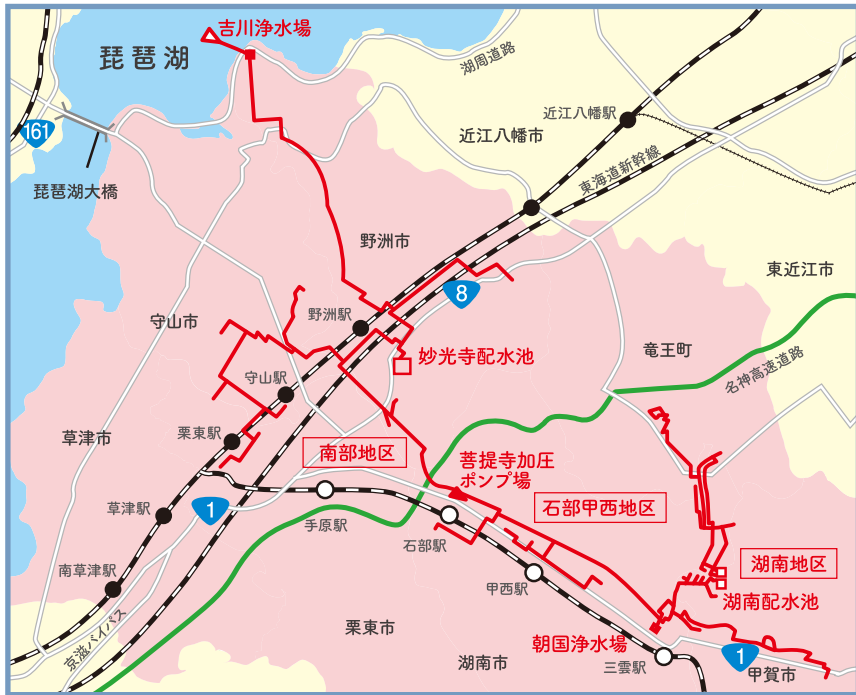


信頼の水で、地域の未来に貢献します

滋賀県企業庁では、産業経済の健全な発展に寄与するため、昭和43年に旧湖南工業用水道事業を開始しました。その後、給水区域を拡大し、現在は南部工業用水道事業として、工業用水を供給しています。

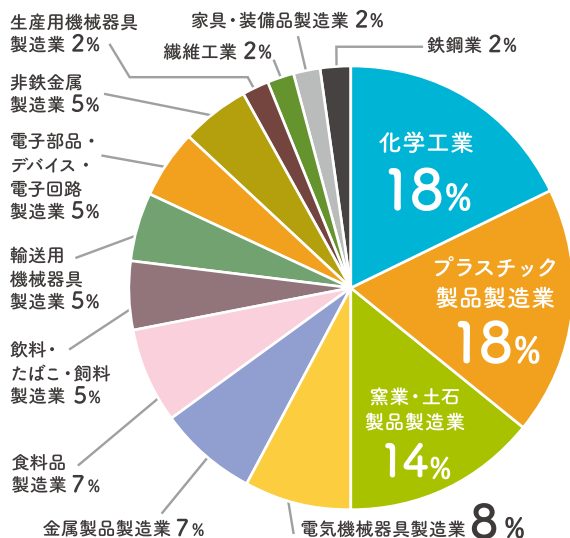


【工業用水とは？】

製造業をはじめ、様々な用途にご利用いただける水です。琵琶湖から取水した水を沈殿処理して供給しています。上水道のようにろ過や塩素処理をしていないことから、そのまま飲用としては使用いただけませんが、事業所で浄水処理をした後、飲料や食品の原材料に使用いただくことができます。



南部工業用水道の利用状況
(事業所数における産業別割合)



工業用水の様々な利用例

工業用として冷却水やボイラー用水、製造過程の洗浄水などに利用できるほか、事業所における浄水処理により工業製品等の原材料や食品加工の洗浄水など多様な用途に利用できます。また工業用以外にも水洗トイレや散水など雑用水としても利用が可能です。

<p>冷却用</p> <p>製造機器・製品の冷却水等</p>	<p>ボイラー用</p> <p>ボイラーの蒸気等</p>	<p>原材料</p> <p>工業製品、加工食品、飲料の原材料等</p>	<p>洗浄用等</p> <p>工業製品製造時の洗浄、加工食品の材料や器具の洗浄等、水洗トイレや融雪、庭木散水等の雑用水</p>
---------------------------------------	-------------------------------------	--	--

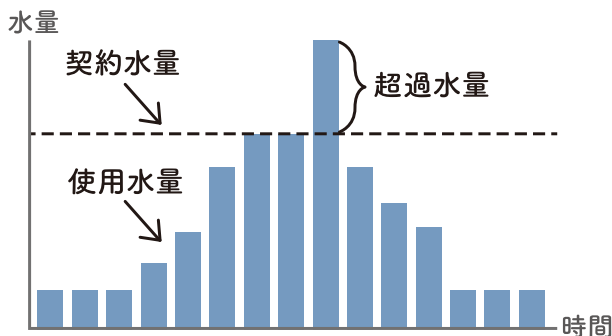
工業用水道の料金

基本料金	基本使用料金	超過料金
契約水量にかかる料金	使用水量のうち契約水量の範囲内の水量にかかる料金	使用水量のうち契約水量を超過した水量(超過水量)にかかる料金
1m ³ につき 34.7円	1m ³ につき 8円	1m ³ につき 85.4円

工業用水道料金 =

$$(基本料金 + 基本使用料金 + 超過料金) + \text{消費税および地方消費税}$$

〈イメージ〉



【ご注意ください】

- ※ 上記料金は令和5年4月現在です。将来、改定する場合があります。
- ※ 契約水量は時間あたり最大予定使用量に24を乗じた水量です。
- ※ 一度ご契約いただいた水量は、原則として減量することができません。
(基本料金は実際の使用量にかかわらずお支払いいただきます。)
- ※ 近接配水管から受水工場までの引込管布設工事費用は、利用者様にご負担いただきます。
- ※ 水道メーターおよび受水槽は利用者様に設置していただきます。

上水道と比べておトク！

工業用水は簡易な浄水処理のため料金が比較的安価です。

例) 3,000 m³/月の水を1年間利用した場合

上水道	工業用水道	削減額	削減効果
(A)	(B)	(B) - (A)	$\frac{(B) - (A)}{(A)}$
8,621千円	2,341千円	△6,280千円	△73%

利用状況によっては
上水道と比べ**約73%も**
コストを削減!



※ 使用水量等が利用状況によって異なるため、上記数値はあくまでも目安です。

※ 上水道の料金は、令和5年4月現在の工業用水道給水区画内の各市町の料金平均を基に算出しています。

※ 工業用水道の料金は、超過水量が無いものとして算出しています。

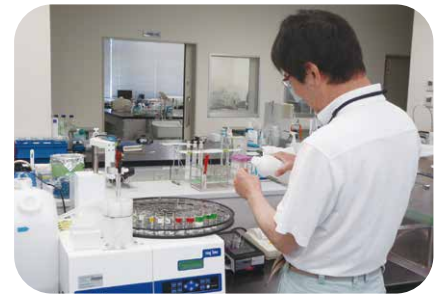
安定した水質と安定供給

琵琶湖の水を使っています!

滋賀県工業用水道条例で下記の基準値を定めていますが、送水時に一定の値(濁度5度、pH8.0)を超えないよう水質管理を行っています。また琵琶湖を水源として24時間365日監視体制の下、豊富な水量を安定して供給し、浄水処理では水質監視、薬品注入、設備の運転と制御を行っています。

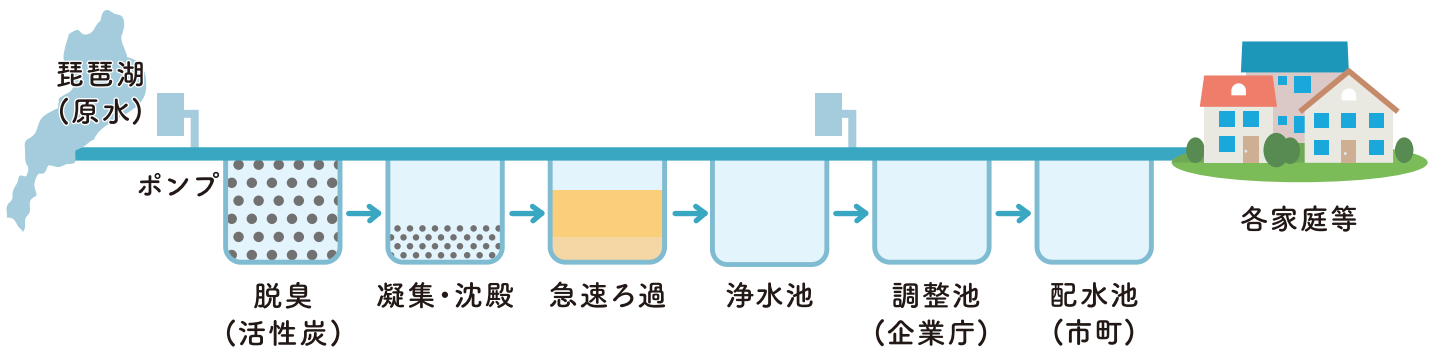
項目	基準値	平均値		
		R1	R2	R3
水温(°C)	30°C以下	17.2	17.1	16.9
濁度(度)	20度以下	1.1	1.5	1.3
pH値	5.8~8.7	7.6	7.6	7.6

※測定値は吉川浄水場(野洲市吉川)におけるものです。※水質データは滋賀県企業庁ホームページで公表しています。

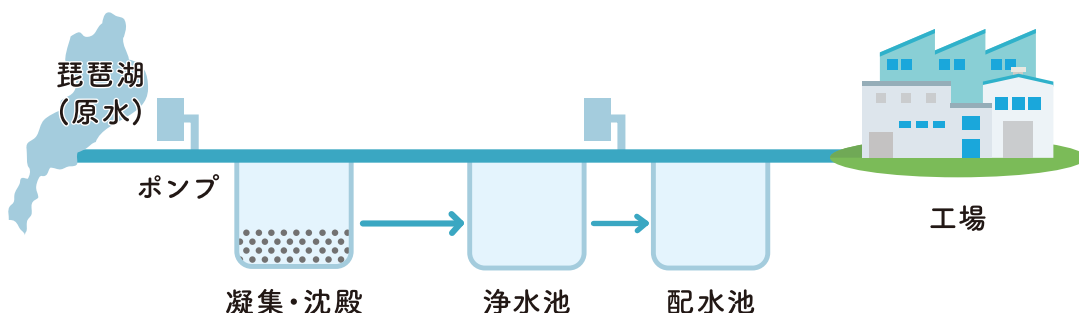


南部工業用水道 浄水処理の流れ

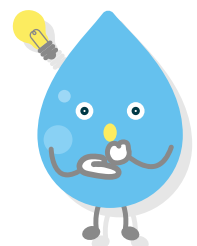
上水道



工業用水道



過程が少ない分
コストが抑えられる!



受水企業支援制度

工業用水を新規受水・増量される利用者様
契約水量が100m³/日以上の場合が対象。
(雑用水は除きます。)

合わせて最大5年分の 基本料金相当額が実質無料!

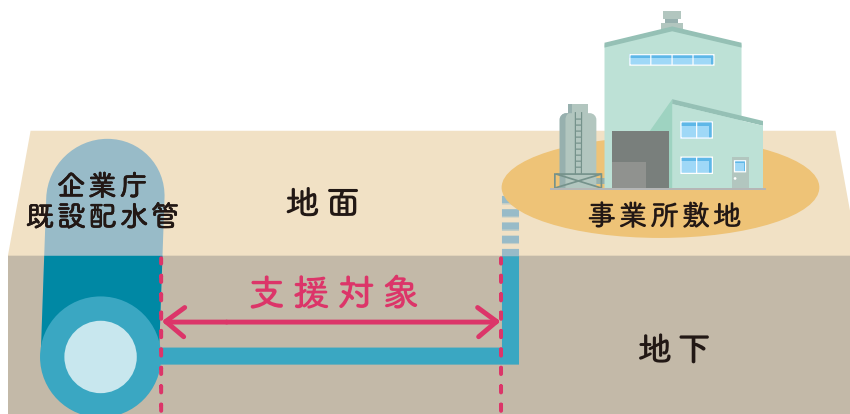
1. 初期投資(引込管工事費用)を支援

支援対象 企業庁の既設配水管から事業所敷地(管理分界点)までの引込管布設工事費用

支援額 契約水量(m³)(最大500m³/日まで) × 事業別負担限度額(円/m³) × 消費税および地方消費税
【基本料金3.5年分が上限】

※事業別負担限度額の詳細はお問い合わせください。 ※支援額を超える工事費用は利用者様のご負担となります。

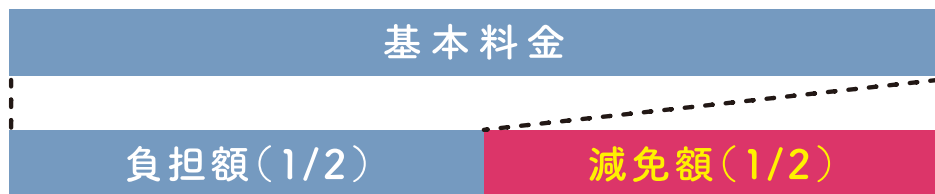
工業用水を新たに契約する場合、契約水量に応じて企業庁が設置した配水管に接続する部分から、工業用水を新たに契約される利用者様の敷地までの引込管布設工事費用の一部を企業庁が支援します。



2. 水道料金(基本料金)を軽減

支援対象 新規受水から3年間、水道料金のうち基本料金

支援額 契約水量(m³) × 基本料金の料率(円/m³) × 消費税および地方消費税 ÷ 2



(令和5年4月現在)



このチラシでは、南部工業用水道の概要についてご案内しています。より詳しい情報は滋賀県企業庁ホームページにも掲載しています。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

【工業用水相談窓口】

滋賀県企業庁 経営課 経営企画係 (〒520-2401 滋賀県野洲市吉川 3382)

TEL : 077-589-4651

FAX : 077-589-4715

